

堺市環境影響評価事前配慮指針、技術指針の改定及び
堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例の施行
に必要な技術的事項に係る基本的な考え方について

(答申)

平成 25 年 2 月

堺市環境影響評価審査会

はじめに

環境影響評価制度は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施に当たり、その事業が環境に及ぼす影響について事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して市民・行政等から意見を聴き、それらを踏まえてより環境に配慮された事業計画を作り上げていくことを目的としたものであり、現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の確保に資するため、きわめて重要な制度である。

堺市（以下「市」という。）では、平成 18 年 4 月の政令指定都市移行を契機として、市が主体的に、自らの責任において地域の実情に即したきめ細やかな対応を図るため、平成 18 年 12 月に堺市環境影響評価条例（以下「現行条例」という。）が制定され、平成 20 年 2 月の堺市環境影響評価条例施行規則の制定、事前配慮指針、技術指針の策定を経て、平成 20 年 4 月に全面施行された。これにより、現在までに 5 件の事業について条例に基づく環境影響評価の手続が実施された結果、市域で実施される大規模な事業について、より環境に配慮した事業の実施を確保する機能を果たしてきた。

今般、国においては、平成 11 年の環境影響評価法（以下「法」という。）の全面施行から 10 年が経過し、法の施行を通じて浮かび上がった課題や社会情勢の変化に対応するため、環境影響評価法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が平成 23 年 4 月に公布された。これを受け、市では、改正法の趣旨を踏まえ、事業の計画段階における事前配慮手続の充実、事業者が行う環境影響評価に対する市民等の理解の向上及び参画の促進等を図ることを目的とした堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例（以下「改正条例」という。）が平成 24 年 9 月に公布され、平成 25 年 4 月に全面施行される予定となっている。

このような状況を踏まえ、改正条例の内容に対応するとともに、運用上の課題や問題点について見直しを行うため、事前配慮指針、技術指針の見直し及び改正条例の施行に必要な技術的事項についての検討を行う必要があることから、平成 24 年 7 月 17 日、堺市長から本審査会に対して、「堺市環境影響評価事前配慮指針、技術指針の改定及び堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例の施行に必要な技術的事項に係る基本的な考え方」について諮問がなされた。

本審査会は、諮問事項について専門的、技術的な観点から慎重かつ厳正に調査・検討を行い、改正条例の円滑かつ適正な施行に向けて精力的に審議を重ねてきた。

その結果、以下のとおり結論を得たので、ここに答申する。

目 次

はじめに

1. 事前配慮指針の改定	1
2. 技術指針の改定	6
3. 対象事業の見直し	8
4. 軽微な変更の要件の設定	9
5. リプレース事業に係る規定の見直し及び環境影響評価手法の合理化	10
付帯意見	12
別図1 事業計画の策定プロセスと事前配慮の実施手順	13
別表1 軽微な変更の要件（案）	14
別表2 環境影響評価の合理化手法	18
開催状況	21

1. 事前配慮指針の改定

(1) 背景

①戦略的環境アセスメント

事業内容がほぼ確定した段階で行う環境影響評価では、事業者が環境保全措置の実施等について柔軟な対応を行うことが困難な場合があり、このような課題に対応するための手段として、戦略的環境アセスメント（以下「SEA」という。）制度がある。

一般的に、SEA とは、事業の計画段階において環境配慮について検討し、その結果を公表して広く意見を求め、それらを計画の策定プロセスに反映させることにより、重大な環境影響の回避・低減を図るためのものとされている。

また、手続を通じて、情報公開・住民参加といった環境面のコミュニケーションを行うことにより、事業の社会的承認が高まる効果も期待できるものである。

②現行条例における事前配慮制度

市では、市条例に基づき、事業者が対象事業に係る計画を策定するに当たり、環境の保全について事前に配慮すべき事項を定めた事前配慮指針を策定しており、事業者と同指針に基づき事前配慮を行うこと、その結果について記載した配慮計画書を作成・提出することを義務付けている。

この配慮計画書制度は、事業計画の見直しが可能で時期までに、改変が行われてからでは修復が困難な自然環境、周辺土地利用との整合、より望ましい快適な環境の創造などについて、事業者自らが配慮することにより、環境に配慮した事業計画が策定されることを目的として導入されたものであるが、図書の縦覧といった情報公開や、意見書の受付といった住民参加については規定されておらず、複数案の設定や計画段階における環境影響評価の実施、事前配慮の結果のその後の手続への反映についても、条例には明確に位置付けられていない。

③国・他自治体の動向等

国においては、平成 19 年に、事業の位置・規模等の検討段階のものについての SEA の共通的な手続、評価方法等を示すものとして「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」が環境省により作成され、同ガイドラインに基づき複数の事例において手続が実施された。また、自治体においても SEA 制度が検討され、一部の自治体においては自治体が策定する上位計画や個別事業の計画段階を対象とした SEA 制度が導入されてきた。

これらの先行事例等を踏まえ、改正法においては、個別事業の位置・規模等の検討段階において、複数案を対象として重大な環境影響についての調査・予測を行い、その結果の比較評価を行うとともに、その内容を事業者自らが公表し、住民・専門家・地方公共団体からの意見を取り入れることに努めることにより、事業の早期段階における環境配慮を可能とするための計画段階環境配慮書手続（以下「配慮書手続」という。）が新設された。

国において導入された配慮書手続は、国のガイドライン等によるこれまでの実績を踏

まえ、

- 事業者自らによる環境配慮の実施が基本であること
- 民間事業も公共事業も透明で公正な統一したルールの下で手続を行うこと
- 個々の事業の事業主体や事業内容の特性等に応じた柔軟な制度とすること
- 事業計画の決定に当たっては、環境面の影響についての評価のほか、事業の必要性、経済面、社会面等も含めた総合的な評価が行われることになるが、本手続では環境面の影響のみの評価を行うこととする。

との考え方のもと制度設計がなされたものである。

(2) 市における事前配慮制度の見直しに係る考え方及び改正条例の内容

①見直しに係る目的、理念、基本的な考え方

市における今後の事前配慮制度は、改正法における配慮書制度と同様に、「個別事業の位置・規模又は施設の配置・構造等の検討段階」を対象とし、計画段階における環境影響評価手続に係る実績、知見を積み重ねることにより、将来的に、より上位の段階を対象としたSEA制度を検討する際の足がかりとすることが必要である。

事前配慮制度の見直しに係る目的、理念、基本的な考え方は以下のとおりである。

- 事業者が個別事業の位置・規模又は施設等の配置・構造等の計画を作成する過程（以下「個別事業の位置・規模等の検討段階」という。）のなかで複数案を設定し、どのような環境への配慮のあり方があるのかを自ら比較検討し、その結果を公表して広く意見を求めることで環境面のコミュニケーションを図り、それらを計画の検討プロセスに反映させることにより、事業による重大な環境影響の回避・低減を図ることを目的とすること。
- 手続を通じて、情報公開・住民参加といった環境面のコミュニケーションを行うことにより、事業の社会的承認が高まる効果も期待できるものであること。
- 個別事業の位置・規模等の検討段階において、どのような環境への配慮のあり方があるのかを比較検討するもので、それ自体が計画等の意思決定プロセスではないこと。
- 公共・民間事業にかかわらず、すべての条例対象事業を対象とするが、個々の事業の種類、特性等に応じ、適切な事前配慮が実施できるような柔軟な制度とすること。
- 事業計画の決定に当たっては、環境面の影響についての評価のほか、事業の必要性、経済面、社会面等も含めた総合的な評価が行われることになるため、社会面、経済面の情報についても、参考情報として明らかにするものとする。

②配慮計画書手続に係る条例の改正内容

上記の基本的な考え方を基に、条例については、以下のとおり改正が行われた。

- 配慮計画書の作成に当たって、複数の事業計画案を設定し、環境影響評価を実施することとしたこと

- 配慮計画書を45日間縦覧することとしたこと
- 配慮計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間中に意見書を提出できることとしたこと
- 配慮計画書手続の結果について、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）又は環境影響評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）への反映に関する規定を設けたこと

（3）事前配慮指針の改定

上記（1）及び（2）を踏まえ、事前配慮指針については、事前配慮の具体的な手法等を定めるものとして、下記に示す事項に沿って、現行の事前配慮指針の全体的な構成等の見直しも含め改定することが適当である。

なお、下記に示す事項に従った事前配慮の実施手順及び事業計画の策定プロセスとの関係については、別図1に示すとおりである。

① 事前配慮の実施時期・実施主体

改正条例では、「対象事業に係る計画の立案の段階」において事前配慮を実施することとされているが、その具体的な「計画の立案の段階」としては、より早い段階における環境配慮を可能とするため、条例で対象としている個別事業の位置・規模又は施設の配置・構造等の検討段階とすべきである。

また、改正条例では配慮計画書手続の実施主体は事業者とされているが、事前配慮については、対象事業が都市計画に定められるものである場合や「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき行われる公共施設等整備事業の場合など、対象事業の位置・規模又は配置・構造等の計画の検討に関与する者が複数存在する場合は、事前配慮の実効性を高める観点から、それらの計画の検討に関与する者が相互に協力し事前配慮を実施することが望ましい。

② 複数案の設定

原則として複数案を設定することとすべきであり、通常計画策定プロセスにおいて検討している事業計画の原案の中から、事業特性及び地域特性を踏まえ、事業の位置・規模又は施設の配置・構造等の要素が異なる複数案を設定することとすべきである。ただし、事業特性及び地域特性から複数案の設定が困難な場合も考えられるため、そのような場合には単一案を設定することが適当である。

複数案を設定するに当たっては、当該複数案を設定するに至った経過等についても明らかにし、単一案を設定した場合は、複数案を設定できない理由について明らかにすべきである。

複数案の内容については、位置・規模の複数案を設定することの方が、施設の配置・構造等の複数案を設定することよりも重大な環境影響を回避・低減できる余地が大きいと考えられることから、位置・規模の複数案の設定を優先するべきである。

また、複数案は、社会面、経済面、環境面、技術面等の幅広い視点で検討を行い、採用可能であり、かつ、対象事業の目的が達成されるものとする事、環境影響の程度及び環境配慮の方針について、環境の保全の観点から多様な比較検討が可能なものとなるよう留意することが必要である。

事業を実施しない案については、他の施策の組合せにより事業目的が達成できる場合など、現実的である場合には複数案に含めることが望ましい。

なお、事前配慮制度においては、環境面の影響についての評価を行うこととなるが、複数案の設定においては、環境面だけではなく、社会面、経済面の情報についての調査、推計を実施し、その結果を整理することにより、設定した複数案の実現可能性、妥当性について明らかにすべきである。また、社会面、経済面の調査、推計の項目は、現行の事前配慮指針の別表 1 を参考に選定するものとし、その結果については項目ごとに整理することが適当である。

③ 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項については、複数案における事業特性及び地域特性並びに抽出した環境影響要因を勘案し、現行の事前配慮指針の別表 4 に掲げる環境要素の中から、対象事業の実施により重大な環境影響のおそれがある項目及び設定した複数案間で環境影響が異なる可能性がある項目を選定することとし、選定する理由又は選定しない理由を明らかにすべきである。

対象とする環境影響要因の範囲は、当該対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在（以下「施設等の存在」という。）及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動（以下「施設等の供用」という。）とすることを基本とすべきである。ただし、設定した複数案間で工事による環境影響が大きく異なると想定される場合など、必要と考えられる場合には、対象事業に係る工事の実施（以下「工事の実施」という。）を環境影響要因に含めることが適当である。

④ 調査・予測・評価の手法の選定

計画段階配慮事項についての調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、事業特性及び地域特性を踏まえ、計画段階配慮事項ごとに、計画段階配慮事項の特性及び対象事業の実施が及ぼすおそれのある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、対象事業による重大な環境影響及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に判断できるような手法を選定するものとし、調査、予測及び評価の手法の選定理由について明らかにすべきである。

⑤ 調査・予測・評価の手法

ア 調査の手法

調査は、原則として既存資料の収集整理により実施し、既存資料のみでは情報が不十分と判断される場合は、専門家等からの意見聴取や現地調査等を行うべきである。

イ 予測の手法

予測は、原則として定量的に行うべきである。ただし、事業計画案の熟度が低い場合や定量的な予測技術が確立していない場合等、定量的な予測が困難な場合には、類似事例の引用による予測を行うなど、定性的に行うことが適当である。

ウ 評価の手法

評価は、複数案を対象として、重大な環境影響及び複数案間で影響が異なる可能性のある項目について比較整理を行うべきである。

単一案が設定されている場合は、重大な環境影響が可能な限り回避・低減されているかについての評価を行うべきである。

⑥ 環境配慮の方針

改正条例では、配慮計画書に「環境配慮の方針」を記載することとされている。

環境配慮の方針の記載は、改正法の配慮書手続にはない制度であり、現行制度における配慮計画書制度が、事業の計画段階における環境配慮の内容を明らかにする制度であったことを踏まえ、改正条例において記載することとされたものである。

環境配慮の方針の設定は、以下の手順で行うべきである。

- ① 計画段階配慮事項についての調査、予測及び評価の結果を踏まえ、複数案ごとに、環境影響の程度、環境保全を図るうえで特に配慮する事項等について整理する。
- ② ①で整理した事項及び関連する社会面、経済面の推計結果を考慮し、複数案の比較検討を行ったうえで、それぞれの長所、短所を明確にするとともに、重大な環境影響を回避、低減するために必要な環境配慮の方針を複数案ごとに設定する。なお、環境配慮の方針は、現行の事前配慮指針における環境配慮事項に相当するものであり、環境配慮事項は環境配慮項目ごとに取りまとめられた表から事業者が選定する形となっているが、環境配慮の方針については、事業特性や地域特性、環境影響の程度等に応じ、事業者自らが事業計画を具体化するに当たっての環境配慮の方針を主体的に検討することが望ましいことから、そのような形は廃止することが適当である。

また、環境配慮の方針については、複数案の全てに共通するものと、複数案ごとに個別に設定するものとに分けて記載すべきである。

⑦ 事前配慮の結果の反映及び活用

ア 事業計画の選定に当たっての留意事項

事業計画の選定に当たっては、配慮計画書で設定した複数案の中のみから事業計画を選定する必要は必ずしもなく、設定した複数案のいずれかを修正、改善した事業計画を選定することは可能であることに留意する必要がある。ただし、配慮計画書で設定した複数案のいずれとも大きく異なる事業計画を選定する場合は、配慮計画書手続を再度実

施することについて検討することが望ましい。

イ 環境配慮の内容の具体化

選定した事業計画を具体化していくに当たり、配慮計画書で設定した環境配慮の方針に基づき、当該事業計画で実施する具体的な環境配慮の内容について検討すべきである。

ウ 事業実施段階における環境影響評価手続への反映

改正条例では、事業計画を策定し事業を実施する段階（以下「事業実施段階」という。）における環境影響評価手続において、事業計画の選定に至る経緯及び具体化した環境配慮の内容を方法書又は実施計画書に記載することとされているが、その際、以下の点について留意すべきである。

- ・環境面のみではなく社会面、経済面等の観点も含めた検討の経緯について記載すること
- ・上記イで検討した具体的な環境配慮の内容について記載すること
- ・方法書又は実施計画書段階において具体的な環境配慮の内容を定めることができない場合は、準備書段階において具体的な内容を明らかにするよう努めること
- ・配慮計画書で設定した環境配慮の方針を変更する場合は、その理由を明らかにすること

また、環境配慮の内容については、事業計画の熟度の高まりに応じて、準備書及び評価書段階において更なる具体化を図るべきである。

エ 事業実施段階における環境影響評価手続への活用

事業実施段階における環境影響評価では、事前配慮段階よりも詳細、精緻な調査、予測及び評価が行われることとなるが、その際には、事前配慮段階で行った調査、予測及び評価の結果を積極的に活用することが望ましい。

オ その他

方法書及び実施計画書の記載事項についての留意事項等は、技術指針にも規定されているため、該当部分についても適切に修正することが必要である。

2. 技術指針の改定

(1) 背景

国では、法の施行を通じて浮かび上がった課題や、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、改正法において、方法書段階における説明会の開催、方法書等の要約書の作成及び図書のインターネット公表の規定が追加された。

市では、改正法を踏まえ、改正条例において、事業者が行う環境影響評価に対する市民等の理解の向上及び参画の促進等を図ることを目的とし、方法書段階における説明会の開催、方法書等の要約書の作成及び事業者による図書のインターネットでの公表の義

務化が行われた。

また、技術指針の策定から約4年半が経過し、新たな技術的知見の蓄積や環境基準の改正等が行われている状況となっている。

(2) 技術指針の改定

① 環境影響評価図書の要約書

現行条例では、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及び環境影響評価書（以下「評価書」という。）について要約書の作成を義務付けていたが、改正条例では、配慮計画書及び方法書についても要約書の作成が義務化された。これらの図書については、縦覧及び市民等からの意見書の受付の手続が規定されているため、その内容について市民の理解の促進を図る目的で改正されたものであるが、現状においては、要約書は単に図書の内容を抜粋した数十ページ程度の分量のものとなっており、市民にとっては内容がわかりにくいものとなっている一方、専門家にとっては内容が不十分なものとなっており、要約書の位置付けが曖昧なものとなっている。

条例改正の目的を踏まえれば、要約書については、市民が図書の内容のポイントを容易に理解し、関心を持つためのものとして明確に位置付けるべきであり、要約書の作成に当たっては、わかりやすく簡潔・平易な表現や文言の統一、写真・図・グラフなど視覚的な表示の活用を行うとともに、学術用語、法令用語等の専門語を使用する場合は必要に応じて注釈を付けることにより、一般市民に理解しやすい内容となるよう留意すべきである。

② 図書のインターネットでの公表

改正条例では、すべての図書及び要約書について、事業者によるインターネットでの公表が義務化された。

インターネットでの公表期間については、書面による縦覧期間と合わせる必要があるが、情報公開は環境影響評価の大きな柱の一つであることから、縦覧期間終了後も、可能な限り公表（掲載）を継続することが望ましい。

また、公表方法としては、原則として事業者自らが普段から管理・運営しているウェブサイトに掲載することとするが、それが出来ないやむを得ない事情がある場合には、図書の公表用の特設ページ等の設置を行うべきである。

なお、図書のインターネットでの公表にあたっては、著作権その他に関する問題が生じないように、以下の点に留意すべきである。

- ・図書の作成者以外の者が作成した地図、写真、図面等が含まれている場合は、著作者の著作権、自動公衆送信権を侵害しないよう留意すること。
- ・電子媒体としてインターネット上で公表した図書が第三者によって加工されたり、インターネット上の他のサイトで公開されたりすることがないように、注意を促すこと。
- ・利用者の利便性、コンピュータ環境の違いについて留意し、特異なファイル形式や閲覧に特定のソフトウェアのインストールが必要なファイル形式は避けるとともに、必

要に応じて分割ダウンロードできるようにすること、画像の解像度を下げる等により画像データのサイズを小さくすること等により、情報通信量を小さくするよう配慮すること。

③ 環境基準の改正等への対応

国において下記のとおり環境基準が設定されたことから、これらの物質を調査項目として技術指針に追加することが適当である。

- ・微小粒子状物質（PM_{2.5}）の大気環境基準の設定
- ・1，4－ジオキサンの水質環境基準（健康項目）の設定
- ・ノニルフェノールの水質環境基準（生活環境項目）の設定
- ・1，4－ジオキサン、トランス－1，2－ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマーの地下水環境基準の設定

ただし、微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、その過半を占める二次粒子の大気中での挙動が複雑であり、その濃度を予測するための数値モデルも研究段階であるため、環境影響評価に係る具体的な予測・評価手法はまだ確立されていないのが現状である。このため、具体的な予測・評価手法については、シミュレーション方法など関連する技術開発の動向を注視しつつ、引き続き検討を行うことが望ましい。

なお、例えば現在も中央環境審議会において LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩）の水質環境基準の設定が検討されているなど、今後も環境基準項目が随時追加されることが予想される。今後、新たな物質について環境基準が設定された場合についても、適宜調査項目への追加を行うことが必要である。

3. 対象事業の見直し

（1）風力発電施設の対象事業化の検討

改正法においては、風力発電施設が対象事業として追加され、その規模要件としては、第1種事業が総出力1万kW以上、第2種事業が総出力7,500kW以上1万kW未満となっている。

また、いくつかの自治体においても既に風力発電施設が対象事業とされており、その規模要件としては、比較的小規模のものでは総出力1,500kW以上を対象としているところや、高層工作物として高さ50m以上を対象としているところもある。

風力発電施設の立地等に係る動向、環境影響の程度、市における風況、立地可能性や適地等の条件を総合的に勘案すると、風力発電施設については、市における立地可能性はほとんどないと考えられるものの、水力や地熱等の他の再生可能エネルギー発電施設に比べ、騒音・低周波音による生活環境等への影響や景観等に対する影響の程度が顕著であると考えられるため、市域で事業が実施されることとなった場合に、著しい環境影響の回避・低減が図られるよう、事業者による適切な環境配慮が行われることが必要であることから、風力発電施設の設置又は変更の事業を対象事業として追加すべきである。

事業の区分としては、再生可能エネルギー利用の重要性に鑑み、環境影響評価手続に要する期間の短縮、負担の軽減の観点から、第2種事業とすることが適当である。

規模要件としては、風力発電施設の大きさや土地の改変面積といった指標を概ね包括することができる「総出力」を指標とし、一定規模以上の施設が1基でも存在し、回転することによりバードストライク等の影響が懸念されることから、近年新たに導入されている風力発電施設の平均的な規模等を勘案し、「総出力1,500kW以上」を対象とすることが適当である。

(2) 太陽光発電施設の対象事業化の検討

近年、再生可能エネルギー利用として、一般的にメガソーラーと呼ばれる出力1,000kW以上の大規模な太陽光発電施設の設置が全国的に進んでいる状況にある。

太陽光発電施設の立地等に係る動向、環境影響の程度、市における立地可能性や適地等の条件を総合的に勘案すると、臨海部においては、現状としてはまとまった一団の遊休地・未利用地は少ないと考えられること、仮に事業が実施される場合でも自然環境の改変を伴うものではなく、高さのある構造物の設置も想定されないことから、景観への影響も限定的であると考えられることや、南部丘陵地域においては、まとまった面積での休耕田・耕作放棄地はほとんど存在しないと考えられること、事業採算性を考えれば、新たな土地造成を行ってまで事業を行うことは考えにくいこと、土砂による埋立を伴う場合は、「発生土の処分事業」として対象事業となること等から、太陽光発電施設については、現時点では対象事業として追加しないことが適当である。

4. 軽微な変更の要件の設定

(1) 現状の課題及び改正条例での対応

環境影響評価手続は、許認可等に先立って行われるものであり、手続の途中において事業内容が変更され得ることを前提とした制度であるが、事業内容の変更が制約なく行われると、環境影響評価制度の信頼性が著しく損なわれることとなる。このため、現行条例では、事業者が事業内容の変更を行う旨の届出を課し、市長はその変更内容を踏まえ、環境影響評価手続を再実施する必要があると認める場合、その旨を事業者へ通知する制度となっている。

しかし、どのような変更内容であれば届出が必要であるか、手続の再実施が必要であるかについては、明確で定量的な基準が設けられておらず、客観的な判断ができない状況となっている。

この課題に対応し、手続の透明性・客観性・信頼性を確保するため、市では、事業内容を変更する場合には手続の再実施が必要であることを明確にしたうえで、変更により環境影響の種類や程度が大きく変化しない「軽微な変更」の定量的な要件を規則で定め、それに該当する場合には手続の再実施が不要とする旨の条例改正が行われた。

(2) 軽微な変更の要件

市における軽微な変更の要件を設定するに当たっては、以下の考え方を基本とすることが適当である。

- ・他市の事例では、評価書の公告前後で異なる要件が設定されている。しかし、市条例では評価書については市民や市長が意見を述べる規定がなく、評価書提出前の段階で事業計画が大幅に変更された場合においても適切な環境配慮を確保する手段がないことから、方法書又は実施計画書の公告から対象事業を完了するまでの間の変更に対して、一律の軽微な変更の要件を定めること。
- ・軽微な変更の対象とする諸元については、処理能力や出力、施行区域の面積など、対象事業の規模要件の指標となっている諸元を基本とし、その他変更されることにより環境影響の種類や程度の変化に直接関連する諸元についても設定すること。

上記の考え方を基本とし、本市での対象事業の考え方、地域特性等を踏まえ、国や他自治体の規定も参考に検討した結果、別表 1 のとおり軽微な変更の要件を定めることが適当である。

5. リプレース事業に係る規定の見直し及び環境影響評価手法の合理化

(1) リプレース事業に係る規定の見直し

現行条例では、廃棄物処理施設及び工場・事業場事業において、既存施設を廃止して新たに同種の施設を設置する事業（以下「リプレース事業」という。）については、その規模の増加分をもって規模要件に該当するか判断することとなっている。

しかし、リプレース事業であっても、一定規模以上の施設が設置されることには変わりがなく、規模が大きく環境に著しい影響を与えるおそれがある事業に対して環境影響評価の手続きを課するという制度の趣旨を踏まえると、新設される施設が市条例の対象事業の規模要件に該当する場合にあっては、制度の公平性の観点から、新規事業と同じ取り扱いとすべきである。

ただし、リプレース事業において、リプレース後の施設に最新の環境技術が導入されるなど、供用後の環境負荷の低減が図られる場合がある。このような場合については、長期的な観点から、可能な限り早期に運用に供されることが望ましいことから、環境負荷の低減が図られるなど一定の条件を満たす場合にあっては、環境影響評価項目の削除や調査や予測の簡略化等により、環境影響評価手続に係る期間の短縮が図られることが望ましい。

(2) 環境影響評価手法の合理化

国においては、火力発電所のリプレース事業であって、土地改変等による環境影響が限定的で、かつ、温室効果ガスや大気汚染物質による環境負荷の低減が図られるものについて、環境保全上の配慮を確保しつつ、環境影響評価手続の合理化を図るため「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が平成 24 年 3 月に環境省により策定された。

ガイドラインでは、一定の条件に合致する火力発電所のリプレース事業について、大気質、温排水等の調査、予測手法の簡略化や動植物の環境影響評価項目からの削除を行うなど、方法書段階での評価項目の絞り込み等の合理化を行うことにより、1年程度の環境影響評価手続期間の短縮効果が期待できるとしている。

市においては、環境影響評価項目の選定、調査・予測手法の選定について、技術指針でその考え方が示されており、現行の制度においても、方法書の手続を通じて、事業者の判断で環境影響評価項目の削除や調査・予測手法の簡略化を行うなど、一定のメリハリをつけることが可能となっている。

しかし、大気質、水質、陸域生態系及び海域生態系の項目については、一般的に、四季を通じた調査が必要な場合があるなど、環境影響評価に必要な期間や作業負担が特に大きいと考えられることから、これらの項目について具体的な合理化の手法を技術指針に示すことにより、事業者による環境影響評価手法の合理化の促進を図る必要がある。

合理化の対象とする事業は、リプレース事業であって、リプレースにより大気汚染物質排出量、水質汚濁物質排出量又は温排水排出熱量の低減が図られる事業であり、かつ、対象事業実施区域が既存敷地内に限定される等により、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業とすることが適当である。

①具体的な合理化手法

リプレース事業が想定される主な事業種は、発電所、廃棄物処理施設（最終処分場を除く。以下同じ。）、工場・事業場であり、これらの事業種を前提とし、国のガイドラインを参考に検討した結果、別表2のとおり環境影響評価の合理化手法を技術指針において示すことが適当である。

なお、別表2では、「既存の調査データ」「的確な既存データ」として認められる範囲や、「対象事業実施区域及びその周辺」の示す具体的な範囲等について、現時点では明確に定めていないが、環境影響評価の合理化の促進を図る観点から、具体的な判断基準を定めることが望ましい。このことから、別表2の規定については、今後の具体的な適用事例の積み重ね等により検討を行うことが必要である。

②合理化を行うに当たっての留意事項

リプレース事業における環境影響評価手法の合理化を行うに当たっては、以下の点について留意すべきである。

- 事業者が、個々の事業や地域の特性に応じ、別表2に掲げる以外の独自の調査・予測手法を方法書又は実施計画書において提案し、採用することは可能であること。
- 検討の対象とした3事業種（発電所、廃棄物処理施設、工場・事業場）以外の事業種についても、合理化の条件を満たすものであれば、評価項目ごとに合理化手法を適用することは可能であること。
- 方法書又は実施計画書において、合理化を行うこととした根拠や内容、具体的な

環境影響評価の実施方法について詳細に記載すること。

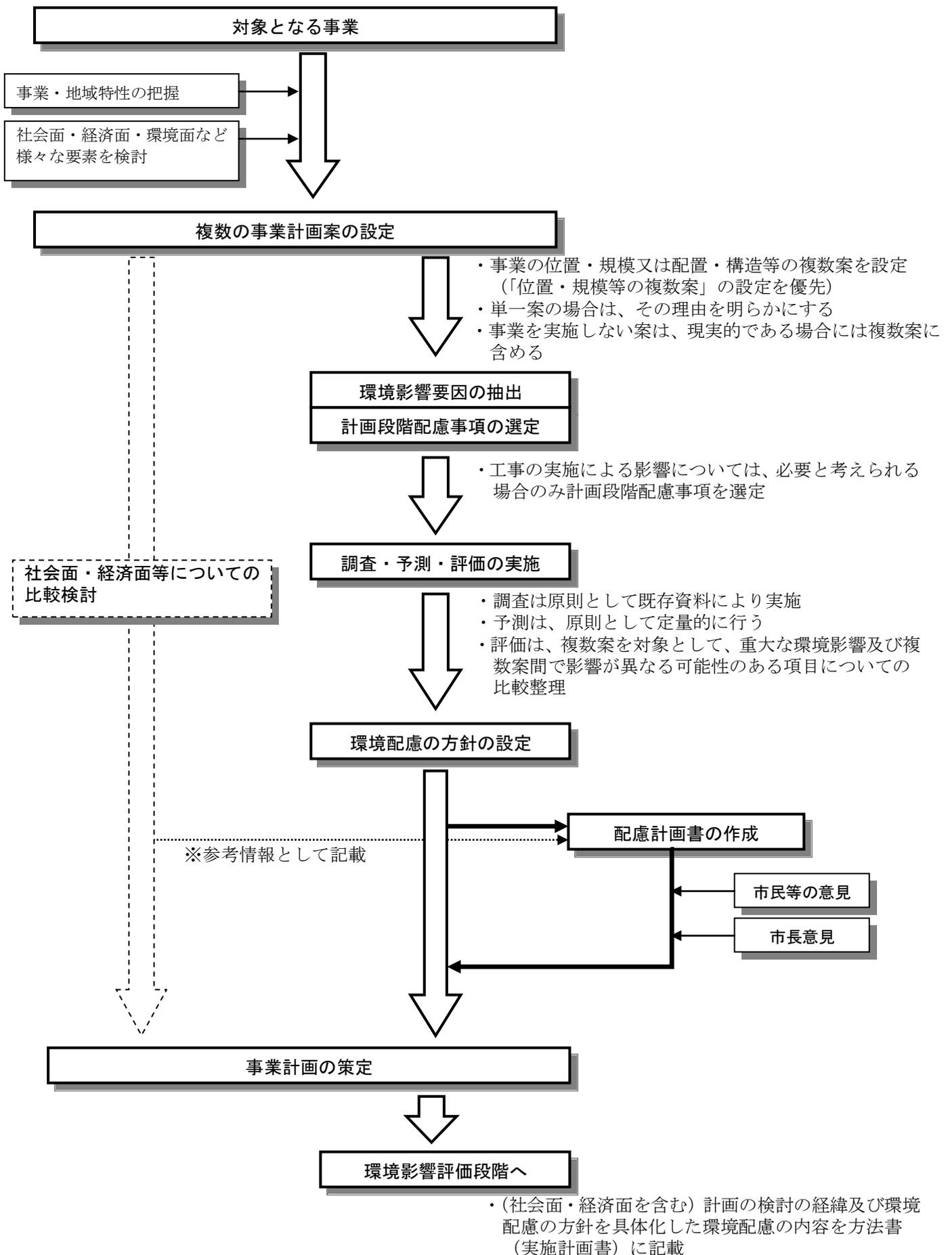
- 環境影響評価手続における「評価」に当たっては、単に、現状より改善されること又は非悪化であることのみを以て十分とするのではなく、環境への影響を最小限にとどめるよう、技術指針に従い適切に評価を行うこと。

付 帯 意 見

今回改正した事前配慮制度は、個別事業の位置・規模又は施設の配置・構造等の検討段階を対象としたものである。このような段階における民間事業を対象とした事前配慮手続の実施事例はほとんどなく、事前配慮を有効に行うためにどのような複数案を設定すべきか等についての知見が十分とは言えない。このため、事前配慮指針については、個別事業の位置・規模等の検討段階における環境影響評価に係る技術的手法の動向や民間事業における手続の実施事例の蓄積等に応じて、常に適切な検討を加え、必要な改定を行うことが必要である。

また、個別の事業の実施を位置付けるより上位の計画や政策の検討段階といったより早期の段階から環境影響評価に取り組むことにより、より広い範囲の代替案や環境配慮について検討することが可能となること、複数の事業による累積的な環境影響について検討することが可能となること、より早期の段階から公衆参加の枠組みが提供されることにより環境面のコミュニケーションを行うことが可能となること等のメリットがあることから、例えば市の策定する個別の事業の実施を位置付けるより上位の計画や政策を対象とした環境配慮の枠組みについても、国や他自治体における動向や今回改正した事前配慮制度の運用実績等を踏まえ、制度化に向けた検討を進めることが望ましい。

別図1 事業計画の策定プロセスと事前配慮の実施手順



別表1 軽微な変更の要件（案）

対象事業種	事業の諸元	軽微な変更の要件
道路	道路の長さ	10%以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	100m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと
	車線の数	増加しないこと
	設計速度	増加しないこと
	トンネル、高架等の構造	連続した1000m以上の区間において変更しないこと
	インターチェンジ等区域	500m以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと
鉄道・軌道	鉄道（軌道）の長さ	10%以上増加しないこと
	本線路施設区域の位置	100m以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと
	本線路の数	増設がないこと
	列車（車両）の最高速度	10km/毎時を超えて増加しないこと
	運行される列車（車両）の本数	地上部分において運行される列車の本数が10%以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと
	トンネル、高架等の構造	連続した1000m以上の区間において変更しないこと
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	面積が10ha以上増加しないこと
ヘリポート	ヘリポート及びその施設の区域の面積	ヘリポート及びその施設の区域となる部分の面積が、変更前の面積の10%未満であること。
	年間離着陸回数	年間離着陸回数が、10%以上増加しないこと。
火力発電所	発電所又は発電設備の出力	10%以上増加しないこと
	対象事業実施区域の位置	300m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと
	原動力の別	変更しないこと
	燃料の種類	変更しないこと
	冷却方式の別	変更しないこと
	年間燃料使用量	10%以上増加しないこと
	ばい煙の時間排出量	10%以上増加しないこと
	煙突の高さ	10%以上減少しないこと

	温排水の排出先の水面又は水中の別	変更しないこと
	放水口の位置	100m以上移動しないこと
風力発電所	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10%以上増加しないこと
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと
廃棄物処理施設 (し尿処理施設、最終処分場を除く)	処理能力(汚泥、廃酸、廃アルカリの焼却施設にあっては燃料使用量)	10%以上増加しないこと
	煙突の高さ	10%以上減少しないこと
	対象事業実施区域の位置	100m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと
	廃棄物の種類	変更しないこと
	ばい煙の時間排出量	10%以上増加しないこと
し尿処理施設	処理能力	10%以上増加しないこと
	煙突の高さ	10%以上減少しないこと
	対象事業実施区域の位置	100m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと
最終処分場	埋立処分場の位置	新たに埋立処分場所となる面積が10%未満であること
	最終処分場の別	変更しないこと
	埋立容量	10%以上増加しないこと
下水道終末処理場	計画処理人口	10%以上増加しないこと
	対象事業実施区域の位置	100m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと
工場・事業場	排出水量(第2種分類事業にあっては、汚水又は廃液の量)	10%以上増加しないこと
	燃料使用量	10%以上増加しないこと
	対象事業実施区域の位置	100m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと
	燃料の種類	変更しないこと
	煙突の高さ	10%以上減少しないこと
研究施設	敷地面積	新たに対象となる敷地面積が10%以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	100m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

建築物	延べ面積	10%以上増加しないこと
	建築物の高さ	10%以上増加しないこと
	対象事業実施区域の位置	100m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと
埋立・干拓	埋立又は干拓に係る区域の面積	新たに埋立又は干拓に係る区域となる部分の面積が10%未満
	対象事業実施区域の位置	500m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと
土地区画整理事業	施行区域の面積	新たに施行区域となる部分の面積が10%未満、かつ10ha未満
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	工業の用の土地の面積が20%以上増加せず、又は10ha以上増加しないこと
新住宅市街地開発事業	施行区域の面積	新たに施行区域となる部分の面積が10%未満、かつ10ha未満
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	工業の用の土地の面積が20%以上増加せず、又は10ha以上増加しないこと。
工業団地造成事業	施行区域の面積	新たに施行区域となる部分の面積が10%未満、かつ10ha未満
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	工業の用の土地の面積が20%以上増加せず、又は10ha以上増加しないこと
新都市基盤整備事業	施行区域の面積	新たに施行区域となる部分の面積が10%未満、かつ10ha未満
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	工業の用の土地の面積が20%以上増加せず、又は10ha以上増加しないこと
流通業務団地造成事業	施行区域の面積	新たに施行区域となる部分の面積が10%未満、かつ10ha未満
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	工業の用の土地の面積が20%以上増加せず、又は10ha以上増加しないこと
農用地の造成	施行区域の面積	新たに施行区域となる部分の面積が10%未満、かつ10ha未満
都市公園	施行区域の面積	新たに施行区域となる部分の面積が10%未満、かつ10ha未満
採石	採掘区域の面積	新たに採掘区域となる部分の面積が10%未満、かつ5ha未満
発生土の処分	施行区域の面積	新たに施行区域となる部分の面積が10%未満、かつ5ha未満
駐車施設	同時に駐車することのできる自動車の台数	10%以上増加しないこと
	対象事業実施区域の位置	100m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと

地下街	容積	地表面からの深さが20m以上である部分の容積が10%以上増加しないこと
	対象事業実施区域の位置	100m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
開発行為	施行区域の面積	新たに施行区域となる部分の面積が10%未満、かつ、10ha未満
	土地の利用目的	変更がないこと
複合開発	施行区域の面積	新たに施行区域となる部分の面積が10%未満、かつ10ha未満
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	工業の用の土地の面積が20%以上増加せず、又は10ha以上増加しないこと

別表2 環境影響評価の合理化手法

(1) 大気質

①工事の実施（工事中資材等の搬出入、建設機械の稼働）による大気質への影響

合理化の条件	○ 新たな土地の造成（埋立、切土、盛土等）を行わないこと。
合理化手法	【調査手法】 ○ 既存の通年測定データにより、対象事業実施区域及びその周辺における大気汚染物質の濃度状況及び気象状況を把握していれば、濃度状況及び気象状況の現地調査は省略可能とする。
	【予測手法】 ○ 技術指針に示されている予測手法のとおりとする。

②施設の供用（排ガス）による大気質への影響

合理化の条件	○ 大気汚染物質の排出濃度、排出量（1時間値、年間値）が従来と同等、あるいは減少すること。 ○ 一般的な気象条件に基づき、リプレース前後の大気汚染物質の排出量による着地濃度を算定し、それがリプレース前後で同等、あるいは減少すること。 ○ 施設更新後の煙突が、建物ダウンウォッシュが発生するおそれがない高さを有していること。なお、建物ダウンウォッシュの発生の有無は、以下に示す式に基づいて判定するものとする。 $HS \geq HB + 1.5LB$ HS : 煙突実高さ(m) HB : 建物の高さ(m) LB : 建物の高さと同様の横幅の小さいほうの値(m)
合理化手法	【調査手法】 ○ 既存の通年測定データにより、対象事業実施区域及びその周辺における大気汚染物質の濃度状況及び気象状況を把握していれば、濃度状況及び気象状況の現地調査は省略可能とする。
	【予測手法】 ○ 年平均値の予測については、風速階級別、大気安定度別の風下着地濃度分布予測を行い、リプレース前後の比較結果を示す。 ○ 特殊条件下の短期間予測については、着地濃度の予測を行い、リプレース前後の比較結果を示す。

③施設の供用（資材等の搬出入）による大気質への影響

合理化の条件	○ 資材等の搬出入に伴う自動車の交通量が従来と同等、あるいは減少すること。
合理化手法	【調査手法】 ○ 既存の通年測定データにより、資材等の搬出入ルート周辺における大気汚染物質の濃度状況及び気象状況を把握していれば、濃度状況及び気象状況の現地調査は省略可能とする。
	【予測手法】 ○ リプレース前後の関係車両台数及び原単位から排出される窒素酸化物、SPMの排出量を算出し、リプレース前後の比較結果を示す。

(2) 水質

①施設の供用（排水）による水質への影響

合理化の条件	○ 排水中の水質汚濁物質の濃度が従来と同等、あるいは減少し、負荷量が従来と同等、あるいは減少すること。なお、負荷量は原則として「日最大排水量×日平
--------	---

	均濃度」で算定するものとする。
合理化手法	【調査手法】 ○ 既存の調査データにより、排水口前面海域の水質の状況を把握していれば、水質の現地調査は省略可能とする。
	【予測手法】 ○ 技術指針に示されている予測手法のとおりとする。

②施設の供用（温排水）による水温等への影響

合理化の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 温排水の熱量（取放水温度差ΔT×時間当たりの温排水量）が従来と同等、あるいは減少すること。 ○ 既存の取放水口の位置、形状及び放水方式を変更しないこと。 ○ 以下に示す条件のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・現状の温排水の拡散範囲を把握していること ・新設時に温排水拡散予測を行っており、その後、地形等の大きな変化など、温排水の拡散に影響を及ぼす変化がないこと ・前面海域の水温、流況を把握していること
合理化手法① （現状の温排水の拡散範囲を把握している場合）	【調査手法】 ○ 既存の調査データにより、現状の温排水の拡散範囲を把握することとし、現地調査は省略可能とする。
	【予測手法】 ○ リプレース前の温排水拡散範囲を示した上で、リプレース前後の温排水の熱量（取放水温度差 ΔT ×時間当たりの温排水量）の比較によって予測を行う。
合理化手法② （新設時に温排水拡散予測を行っており、その後、地形等の大きな変化など、温排水の拡散に影響を及ぼす変化がない場合）	【調査手法】 ○ 新設時の温排水拡散予測結果により、現状の温排水の拡散範囲を把握することとし、現地調査は省略可能とする。
	【予測手法】 ○ リプレース前の温排水拡散範囲を示した上で、リプレース前後の温排水の熱量（取放水温度差 ΔT ×時間当たりの温排水量）の比較によって予測を行う。
合理化手法③ （前面海域の水温、流況を把握している場合）	【調査手法】 ○ 既存の調査データにより、前面海域の水温、流況を把握することとし、現地調査は省略可能とする。
	【予測手法】 ○ 簡易予測モデルを用いて温排水拡散範囲の予測を行い、リプレース前後の比較結果を示す。

（3）陸域生態系

①施設の存在、工事の実施（地形改変及び造成等の施工による一時的な影響）による陸域生態系への影響

合理化の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象事業実施区域及びその周囲についての動物相及び植物相の状況に関する的確な既存データ等が存在しており、対象事業実施区域内又はその周囲において動植物の注目すべき種が確認されていないこと。 ○ 動植物の注目すべき種が確認されている場合にあっては、対象事業実施区域における注目すべき種の生息・生育状況に関する調査データがあり、そのデータに基づき、注目すべき種の生息地又は生育地とされる区域を改変しない計画である
--------	---

	こと。
合理化手法	○ 陸域生態系の項目を削除することを可能とする。

②施設の存在、工事の実施（地形改変及び造成等の施工による一時的な影響）による陸域生態系への影響（①で項目削除ができない場合）

合理化の条件	○ 対象事業実施区域において、存在が確認されている注目すべき種の生息・生育状況に関する調査データが既に得られていること。
合理化手法	【調査手法】 ○ 現地調査を省略可能とする。
	【予測手法】 ○ 技術指針に示されている予測手法のとおりとする。

（４）海域生態系

①施設の供用（温排水）による海生生物への影響

合理化の条件	○ 温排水の熱量（取放水温度差 ΔT ×時間当たりの温排水量）が従来と同等、あるいは減少すること。 ○ 既存の放水口の位置、形状及び放水方式を変更しないこと。
合理化手法	【調査手法】 ○ 既存の調査データにより、当該海域の海域生物相の概況、干潟・藻場の概況を把握していれば、海生生物の現地調査は省略可能とする。
	【予測手法】 ○ リプレース前の温排水の拡散範囲を示すことができる場合には、これらの結果を示した上で、リプレース前後の温排水の熱量を比較することにより、海生生物に及ぼす影響の予測を行う。 ○ 温排水の拡散範囲について簡易予測モデルによる予測を行った場合には、リプレース前後の温排水推定拡散範囲を比較することにより、海生生物に及ぼす影響の予測を行う。

●堺市環境影響評価審査会の開催状況

開催日	会議名	内容
H24. 7. 17	第 1 回 環境影響評価審査会	(1)堺市環境影響評価事前配慮指針、技術指針の改定及び堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例の施行に必要な技術的事項に係る基本的な考え方について（諮問） (2)堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例案の概要等について (3)今後の審議の進め方について
H24. 7. 18	第 1 回 生活・安全部会	(1)事前配慮指針の改定に係る主な論点について (2)技術指針の改定に係る主な論点について
H24. 7. 25	第 1 回 自然・景観等部会	(3)改正条例の施行に必要な技術的事項に係る主な論点について
H24. 8. 3	第 1 回 社会・経済・廃棄物部会	
H24. 9. 11	第 2 回 社会・経済・廃棄物部会	(1)事前配慮指針及び技術指針の改定に係る主な論点について
H24. 9. 11	第 2 回 生活・安全部会	(2)発電所に係る対象事業の検討について (3)軽微な変更の要件について
H24. 9. 14	第 2 回 自然・景観等部会	(4)リプレース事業に係る規定の見直しについて
H24. 10. 30	第 3 回 生活・安全部会	(1)第 2 回部会における指摘事項について (2)本市における今後の事前配慮制度について
H24. 10. 30	第 3 回 社会・経済・廃棄物部会	(3)堺市環境影響評価事前配慮指針、技術指針の改定及び堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例の施行に必要な技術的事項に係る基本的な考え方（素案）について
H24. 10. 31	第 3 回 自然・景観等部会	
H24. 12. 11	第 2 回 環境影響評価審査会	(1)第 3 回部会における指摘事項について (2)堺市環境影響評価事前配慮指針、技術指針の改定及び堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例の施行に必要な技術的事項に係る基本的な考え方（答申素案）について
H25. 2. 8	第 3 回 環境影響評価審査会	堺市環境影響評価事前配慮指針、技術指針の改定及び堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例の施行に必要な技術的事項に係る基本的な考え方（答申案）について